

## 5 - 1 課税状況

### (1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		2,823	200,056,602
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		94	2,397,650
債 務 控 除 額		1,501	11,767,262
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		316	1,710,854
課 税 価 格		2,838	192,397,844
相 続 税 額	算 出 税 額	2,816	28,695,226
	2 割 加 算 額	246	194,321
	計	2,816	28,889,547
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	96	111,018
	配 偶 者	484	9,330,534
	未 成 年 者	38	8,450
	障 害 者	50	54,655
	相 次 相 続	117	402,242
	外 国 税 額	-	-
	計	743	9,906,899
差 引 税 額		2,438	18,982,648
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		19	143,161
小 計		2,434	18,839,486
農 地 等 納 税 猶 予 額		2	74,461
株 式 等 納 税 猶 予 額		6	173,193
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,433	18,606,279
	還 付 税 額	9	14,446
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		937	76,400,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 17 年 分	2,571	164,462,008	22,568,897	7,873,385	2,237	14,646,827	808
平成 18 年 分	2,811	193,618,644	28,877,023	8,531,809	2,447	20,190,232	910
平成 19 年 分	2,619	189,358,380	29,566,575	9,165,704	2,271	20,099,393	888
平成 20 年 分	2,757	191,569,638	27,733,796	8,760,616	2,403	18,668,731	942
平成 21 年 分	2,838	192,397,844	28,889,547	9,906,899	2,433	18,606,279	937

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
札幌中	10	665,986	9	38,905	4
札幌北	379	27,106,404	323	3,085,823	124
札幌南	355	23,476,966	310	2,339,440	121
札幌西	441	32,324,221	381	3,154,029	150
札幌東	224	14,091,647	185	1,214,788	76
函館	201	12,582,427	177	1,167,600	64
小樽	69	4,444,907	60	556,065	18
旭川中	66	4,988,433	57	464,675	23
旭川東	107	6,803,700	94	602,440	32
室蘭	79	5,064,053	64	440,457	28
釧路	57	8,569,588	48	1,342,722	21
帯広	185	10,090,886	159	584,488	59
北見	52	3,100,392	48	184,131	20
岩見沢	69	5,833,177	55	550,880	26
網走	50	3,290,414	42	280,959	18
留萌	14	1,272,145	11	202,723	5
苫小牧	100	8,593,275	85	1,001,726	35
稚内	29	2,021,831	19	132,001	10
紋別	22	921,290	20	45,858	6
名寄	37	1,199,959	28	30,452	10
根室	56	2,564,155	51	153,496	15
滝川	34	1,860,068	30	87,016	12
深川	X	X	X	X	X
富良野	17	1,038,197	17	179,185	3
八雲	35	1,611,159	29	133,702	10
江差	16	1,377,852	14	133,243	6
倶知安	56	3,134,539	49	234,077	16
余市	X	X	X	X	X
浦河	35	1,550,159	30	86,693	11
十勝池田	32	2,340,318	29	166,569	10
合計	2,838	192,397,844	2,433	18,606,279	937

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本年分	申 告 額	人 2,839	千円 191,899,907	人 2,435	千円 18,523,747	人 937	
	修正申告による増差額	37	254,298	60	51,388	29	
	更正による増差額	1	81,850	3	22,068	1	
	更正等による減差額	13	161,789	19	9,075	13	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 2,838	192,397,844	実 2,433	18,606,279	実 937	
過年分	申 告 額	72	2,573,898	62	162,878	40	
	修正申告による増差額	614	8,819,069	834	1,921,164	314	
	更正による増差額	1	77,576	1	20,972	1	
	更正等による減差額	180	2,011,108	212	624,986	80	
	決 定 額	1	103,286	1	10,837	1	
	計	実 830	9,562,721	実 1,066	1,490,865	実 373	
合 計	申 告 額	2,911	194,473,805	2,497	18,686,624	977	
	修正申告による増差額	651	9,073,367	894	1,972,552	343	
	更正による増差額	2	159,426	4	43,041	2	
	更正等による減差額	193	1,849,319	231	615,910	93	
	決 定 額	1	103,286	1	10,837	1	
	計	実 3,668	201,960,565	実 3,499	20,097,144	実 1,310	

調査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	10	3,088	18	1,197	1	847
過 年 分	572	137,576	69	27,166	73	163,339
合 計	582	140,664	87	28,363	74	164,186

## 5 - 2 課税価格階級別課税状況

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	216	17,968,488	504,833	136,555	235,693	495
1 億円超	450	62,014,948	726,423	494,985	2,396,112	1,466
2 "	132	31,654,533	78,402	294,935	2,472,759	479
3 "	91	35,327,584	312,606	149,331	4,475,485	341
5 "	23	13,257,232	440,563	61,016	2,327,854	84
7 "	11	8,835,537	228,126	71,570	1,724,947	37
10 "	11	13,575,653	100,000	464,596	2,743,284	43
20 "	2	4,624,561	-	33,116	1,103,770	6
30 "	1	4,641,371	-	-	1,043,842	4
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	937	191,899,907	2,390,954	1,706,104	18,523,747	2,955

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	4	49	72	62	29	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	29	102	150	103	37	10	12	3	2	-	-
2 "	-	3	31	39	35	8	6	4	3	2	-	1
3 "	-	3	11	24	35	9	5	3	1	-	-	-
5 "	-	-	5	8	4	4	1	-	1	-	-	-
7 "	-	1	1	5	1	3	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	3	4	2	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6	85	224	291	213	63	23	19	8	4	-	1

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5 - 3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	56	997,008
	畑（ ” ）	153	3,608,668
	宅地（借地権を含む。）	832	45,079,294
	山林	152	452,585
	その他の土地	264	3,173,977
	計	実 851	53,311,533
家屋、構築物		804	12,442,859
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	120	511,638
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	21	200,127
	売掛金	29	129,691
	その他の財産	56	543,518
	計	実 160	1,384,974
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	272	10,168,384
	同上以外の株式及び出資	576	5,042,250
	公債及び社債	232	6,700,561
	投資・貸付信託受益証券	261	6,686,462
	計	実 748	28,597,657
現金、預貯金等		932	71,049,031
家庭用財産		609	470,126
その他の財産	生命保険金等	271	11,221,239
	退職金及び功労金等	100	4,160,839
	立木	61	104,890
	その他	815	16,922,175
	計	実 851	32,409,144
合計		実 935	199,665,324
相続時精算課税適用財産価額		71	2,390,954
債務		806	9,708,224
葬式費用		869	2,154,251
計		実 912	11,862,475
差引純資産価額		実 935	190,193,803
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		168	1,706,104
課税価格		実 937	191,899,907

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。